

新型コロナウイルス感染症の発生により 影響を受けた事業者の皆さまへ

沖縄公庫の相談窓口 ～ 相談体制を強化しています。まずはご相談ください ～

令和2年1月27日より、沖縄振興開発金融公庫の本店及び各支店に「相談窓口」を開設し、ご融資やご返済等に関する経営相談に対応しています。

主な融資制度

1.新型コロナウイルス感染症特別貸付

	生業資金	生活衛生資金	中小企業資金
ご利用頂ける方	中小企業・小規模事業者、生活衛生関係事業者の方		
適用要件	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的に業況悪化を来している方であって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当し、かつ、中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる方 (1) 最近1カ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している方 (2) 業歴3カ月以上1年1カ月未満の場合等は、最近1カ月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している方 ① 過去3カ月(最近1カ月を含みます。)の平均売上高 ② 令和元年12月の売上高 ③ 令和元年10月から12月の平均売上高		
資金のお使いみち	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金及び運転資金		
融資限度額	別枠8,000万円		別枠6億円
融資期間 (うち据置期間)	設備資金 20年以内(5年以内)、運転資金 15年以内(5年以内)		
適用利率 (注1)	4,000万円(中小企業資金は2億円)を限度として、当初3年間は基準利率から0.9%低減した利率が適用されます。(注2)4年目以降は基準利率となります。		
担保	無担保		

(注1) 基準利率は、災害発生時の融資制度に適用される利率(融資期間に応じた所定の利率)が適用されます。

(注2) 一部の対象者については、基準利率-0.9%の部分に対して中小企業基盤整備機構から利子補給を受けることにより、当初3年間で実質無利子となります。

2.小規模事業者経営改善資金貸付(マル経)等

	生業資金		生活衛生資金
	マル経 (小規模事業者経営改善資金)	沖経 (沖縄雇用・経営基盤強化資金)	衛経 (生活衛生関係営業経営改善資金)
ご利用頂ける方	商工会議所、商工会、商工会連合会、生活衛生同業組合等の実施する経営指導を受けており、商工会議所等の長の推薦を受けた小規模事業者・特定規模事業者の方		
適用要件	新型コロナウイルス感染症の影響により最近1カ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している方		
資金のお使いみち	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金及び運転資金		
融資限度額	別枠1,000万円(ただし「1.新型コロナウイルス感染症特別貸付」の利率低減限度額4,000万円と通算となります。)		
融資期間 (うち据置期間)	設備資金 10年以内(4年以内)、運転資金 7年以内(3年以内)		
適用利率	当初3年間は経営改善利率(沖経については経営基盤強化利率)から0.9%を低減した利率が適用されます。4年目以降は経営改善利率(沖経については経営基盤強化利率)となります。		

3.新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変特別貸付

生活衛生資金	
ご利用頂ける方	旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む生活衛生関係事業者の方
適用要件	新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来しており、次のいずれにも該当する方 (1) 最近1カ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して10%以上減少しており、かつ、今後も売上高の減少が見込まれること (2) 中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれること
資金のお使いみち	経営を安定させるために必要な運転資金
融資限度額	別枠 1,000万円(旅館業を営む方は、別枠3,000万円)
融資期間 (うち据置期間)	運転資金 7年以内(2年以内)
適用利率	基準利率。 ただし振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については特別利率③

4.セーフティネット貸付(経営環境変化対応資金)

	生業資金	生活衛生資金	中小企業資金
ご利用頂ける方	中小企業・小規模事業者、生活衛生関係事業者の方		
適用要件	新型コロナウイルス感染症の発生による一時的な業況悪化により資金繰りに支障を来している方又は来たすおそれのある方で、中長期的には業況が回復し発展が見込まれる方		
資金のお使いみち	社会的要因等により企業維持上緊急に必要とする設備資金及び経営基盤の強化を図るために必要とする運転資金		
融資限度額	4,800万円	5,700万円(運転資金のみ)	7億2,000万円
融資期間 (うち据置期間)	設備資金 15年以内(3年以内)、運転資金 8年以内(3年以内)		
適用利率	基準利率		

5.農林漁業セーフティネット資金

農林漁業資金	
ご利用頂ける方	農林漁業者であって農林漁業に係る所得が総所得の過半を占めている方など
適用要件	新型コロナウイルス感染症により資金繰りに著しい支障を来していること又は来すおそれがあること
資金のお使いみち	農林漁業経営の維持安定に必要な資金
融資限度額	(一般) 1,200万円 (特認) 年間経費等の12/12以内(注)
融資期間 (うち据置期間)	15年以内(3年以内)
その他	① 新型コロナウイルス感染症の影響により経営に影響が発生していること等を公庫が確認できた場合、貸付日から当初5年間、公益財団法人農林水産長期金融協会が借入者に利子助成することで、実質無利子となります。 ② 実質無担保となります(担保は融資対象物件に限ります。) ③ 農業者の方に関しては、スーパーL資金や経営体育成強化資金、農林漁業施設資金、林業者の方は農林漁業施設資金、漁業者の方は農林漁業施設資金、漁業経営改善支援資金に関しても利子助成の対象となります。

(注) 簿記記帳を行っている方に限り、経営規模等から融資限度額の引き上げが必要と認められる場合に適用されます。

【お問い合わせ先】

〔本店〕

- ・中小企業資金・生業資金 TEL098-941-1785
- ・生活衛生資金 TEL098-941-1830
- ・農林漁業資金 TEL098-941-1840
- ・ご返済に関するご相談 TEL098-941-1815

〔中部支店〕 TEL:098-989-6511

〔北部支店〕 TEL:0980-52-2338

〔宮古支店〕 TEL:0980-72-2446

〔八重山支店〕 TEL:0980-82-2701



沖縄振興開発金融公庫

THE OKINAWA DEVELOPMENT FINANCE CORPORATION

(令和2年11月現在)